

**大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金
令和2年度 補助対象基準**

(別紙)

1. 補助対象事業の要件

(1) カウンセラーの条件

- ・臨床心理士もしくは臨床心理士と同等の知識・技術を有する者

(2) キンダーカウンセラー事業の実施回数、時間

- ・年12回以上実施(※)、1回あたり6時間以上

※新型コロナウイルス感染症の影響による休園期間の取扱いについては次のとおり考慮する

【令和2年度 取扱い】

- ・「年度当初の実実施計画に基づく1ヶ月あたりの回数」×「休園期間(月数)」で導く回数は、実施できなかったとしても補助対象要件の実施回数を満たしているとみなす

ただし、上記に該当する場合の補助金交付額については、実績回数に応じて調整を行う

(例)：当初、年12回実施予定で4・5月は休園、6月に開始して実績回数が11回の場合

⇒1回×2ヶ月=2回までは、実施できなくても実施回数要件を満たしているとみなすが、補助金交付額は、令和2年度単価×11/12で導く額(1万円未満切捨)

〈上記(例)のイメージ〉

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○当初計画 年12回(月1回を想定)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	回数
	250,000円												基準金額
○年10回実施する場合													
補助対象 ○													
1回×2か月=2回分は実施できなかったとしても、実施回数の要件を満たしているとみなす。													
○年11回実施する場合													
補助対象 ○													
○年9回実施する場合													
補助対象 ×													
10回(当初計画回数12回-2回)以上実施できなければ、補助対象とはならない。													

補助交付額は実際に実施した回数に応じて調整する。
※単価は令和2年度の案、算定額は10,000円未満切捨

(3) 教職員に対する研修の実施回数、時間

- ・年3回以上実施、1回あたり1時間以上

(4) 事業内容

- ・地域の保護者(在園児の保護者以外も含む)を対象としたカウンセリング
- ・教員への指導助言相談
- ・新型コロナウイルス感染症により不安を抱えた保護者や教職員からの相談

※キンダーカウンセラー事業の導入にあたり、第1回分を、事業内容を知ってもらうための講演や懇談、教職員との打合せ等を含めて実施しても構わない

(5) その他

- ・記録簿を作成する等により、実施状況を適切に管理しておくこと
- ・地域の保護者が希望する場合や、カウンセラーが必要と判断する場合、園外に出向いて相談やアドバイスをを行う体制を整備し、広く周知しておくこと
- ・事業内容をホームページに掲載するか、園内外に案内を掲示しておくこと
- ・オンライン（ウェブ会議システム等）を活用した相談事業の実施、教職員に対する研修の実施も可とする

※【オンライン（ウェブ会議システム等）を活用した相談事業について】

令和2年度については、人との接触機会を減らすため、オンライン（ウェブ会議システム等）を活用した相談事業の実施も可とします

ただし、実施にあたっては、カウンセラーのスケジュールを事前に確保したうえで、保護者に実施日時等を周知し、1回あたり6時間以上実施しなければ補助対象となりません

（留意事項）

- オンラインを活用した相談事業を実施するにあたっては、上記の補助対象事業の要件を満たすこと
- 実施方法・手段については、事前にカウンセラーとよく相談のうえ決めること
- 個人情報の取扱いについては、問診票や同意書等の管理を徹底する等、十分に注意すること
- カウンセラーとの連携を密に取り、園で行っている内容と遜色のないよう工夫すること

2. 補助金額

- ・実施状況に応じて、予算の範囲内で毎年度設定する
※補助率が80%を超える場合は、80%を上限として補助金を交付（1万円未満切捨）
★
$$\text{補助率} = \frac{\text{補助金額}}{\text{補助対象経費の合計} - \text{利用者負担金}} \times 100$$
- ・令和2年度補助単価（案） ※補助金額は予定のため、変更となる可能性があります

実施回数	補助金額
年1 2回以上	250,000円以内
年2 4回以上	500,000円以内
年3 6回以上	750,000円以内
年4 8回以上	1,000,000円以内

3. その他

(1) 対象経費

- ・補助対象：人件費（報酬委託手数料）、管理経費、教育研究費
- ・補助対象外：施設設備整備費や備品（経理規定上備品扱いとなる物）の購入費、飲み物・茶菓子代

(2) 留意点

- ・本事業に要する補助対象経費は、経常費補助金等、他の補助金の対象経費とは区分し、経常費補助金等の変更申請・実績報告等において支出経費に含めないこと